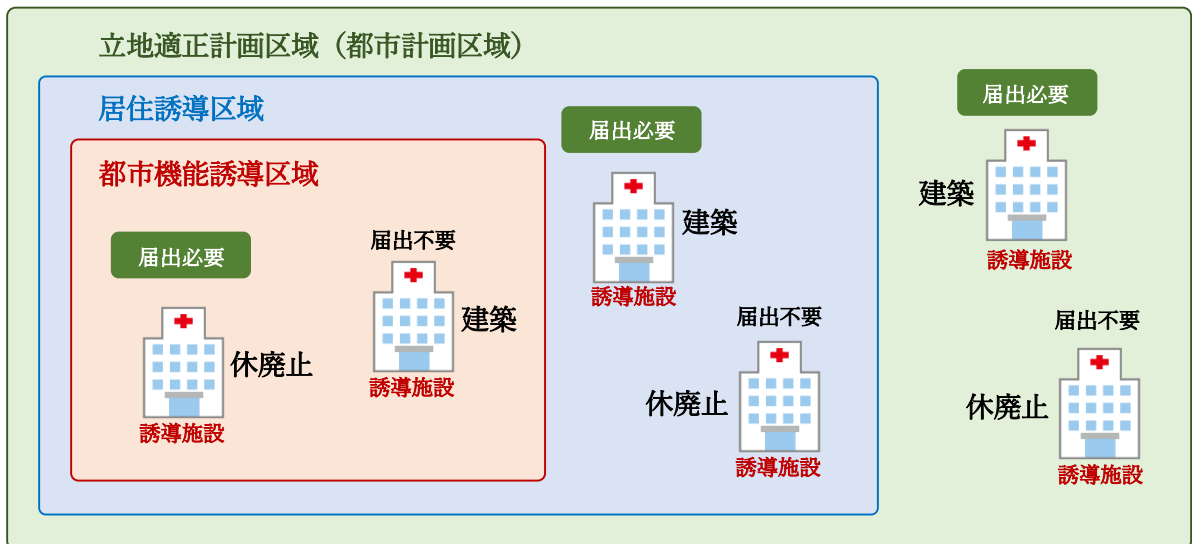


立地適正化計画に係る「届出制度」の概要について

〈イメージ図〉



- ※ 居住誘導区域…人口減少の中にあっても一定のエリアで人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティが確保されるよう居住を誘導する区域
- ※ 都市機能誘導区域…医療・福祉・商業等の都市機能をまちの中心拠点等に誘導し、各種サービスの効率的な提供を図る区域
- ※ 誘導施設…医療や商業など、市民が利便性を享受し、健康で快適に暮らしていくために必要な機能で、都市機能誘導区域への積極的な誘導や維持を図っていく施設

「居住誘導区域“外”」における届出・勧告制度

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域外において、3戸以上の住宅の建築目的の開発行為等を行う場合には、その行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務づけられます。

※居住誘導区域はコンパクトなまちづくりを目指して将来的に居住を誘導すべき区域であり、居住誘導区域外に今後居住ができなくなるというものではありません。また、居住誘導区域内への強制的な移転を求めるものではありません。

「都市機能誘導区域“外”」における届出・勧告制度

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外において、誘導施設を有する建築物を建築する場合などには、その行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務づけられます。

「都市機能誘導区域“内”」における届出・勧告制度

都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の動きを事前に把握し、既存建物・設備の有効活用など機能維持に関する機会を確保するため、誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、休止または廃止しようとする日の30日前までに市長への届出が義務づけられます。

届出制度を含め、計画の詳細は説明会にてご説明します。